

## 第6回口頭弁論、講演会の報告

2017年12月9日

齋藤 紀彦

### 1. 第6回口頭弁論

- ・12月4日(月)11時～11時30分
- ・奈良地裁101大法廷、裁判官：木太伸広氏
- ・原告弁護団 佐藤真理、白井啓太郎、安藤昌司、辰巳創史、山下悠太 各弁護士
- ・被告NHK弁護団 3名
- ・原告席着席者5名、傍聴者53名
- ・他府県からの参加：大阪、京都、兵庫、滋賀
- ・冒頭裁判官による確認  
原告提出資料の確認  
準備書面(8)、準備書面(9)、証書甲59号証から甲61号証  
原告は準備書面(8)の第2から第4まで口頭弁論  
被告側は今回口頭弁論をしない。
- ・山下弁護士陳述  
準備書面(8)の主張第2「放送法等遵守義務が放送受信契約上の義務であること」について陳述。
- ・辰巳弁護士陳述  
準備書面(8)の第3「国民の知る権利と報道の自由との関係から、放送法4条1項各号は国民との関係では法的義務を定めたものと解釈すべきである。(憲法21条、憲法13条)」について陳述。
- ・白井弁護士陳述  
準備書面(8)の第4「NHKが放送法4条や国内番組基準に違反する報道番組を放送することは憲法29条に違反する」について陳述。
- ・裁判官と被告弁護団との議論  
裁判官からの、原告への反論などについての問いかけに対し、被告は、「必要最小限度」の反論、「原告の憲法論」への反論、「12月6日最高裁判決後に出される予定の原告側主張の補充」に対する反論をすると回答。また、裁判官から「原告からの確認の利益の議論」に反論するように要請された。
- ・裁判官と原告弁護団との議論  
裁判官から、理論上は提訴前の具体的な(被告の)債務履行の違反によって慰謝料請求が発生するという理解なので、提訴後の債務不履行(放送法違反)を論じること疑問が提示された。  
弁護団は、この指摘を踏まえて損害論・慰謝料請求のところはさらに整理すると回答した。
- ・次回口頭弁論期日は2018年2月26日(月)11時～と決定。

### 2. 裁判報告会

- ・12月4日11時30分～11時45分、参加者65名
- ・県教育会館4F大会議室
- ・佐藤真理弁護団長報告
  - ① 今回かなりまとまった準備書面を出した。
  - ② NHKはぞんざいな対応をしている。「少なくとも」とか「最小限度反論」とか言って、

そのような準備書面を出してとどめたいと思っているようだ。

- ③ 裁判官の発言で気になるのは、盛んに訴えの却下論を被告に促しており、「原告の訴えの利益がない」という所に逃げたい様子がかがわれる。
- ④ 12月6日最高裁判決があり注目されているが、これを受けて主張の補充をすることになる。
- ⑤ 原告弁護団として損害論の補充をしなければならない。
- ⑥ 原告の皆さんにNHKへの思い・受信料のあり方などについて、アンケートをしてももらったが、回収率35%だった。もう少し増やしたいので協力をお願いしたい。
- ⑦ そろそろ、我々の主張もあと1回ぐらいで骨格は終わる。今後は原告の法廷証言、学者の証人尋問を求めている。秋頃に判決という事になるかもしれない。今大事な局面になってきている。

### 3. 安藤昌司弁護士講演

- ・12月4日11時45分～12時30分、参加者65名
  - ・タイトル:「メディアと権力について思うこと」
- (1) 最近の権力側の横暴・暴走の事例をいくつか紹介し、どうしてこんなことになっているのか、これを誰が止めるのかと問題提起。
    - ・今次総選挙での自民党の公職選挙法違反(選挙当日新聞広告)、  
・伊藤詩織さん準強姦事件(逮捕直前に逮捕執行にストップがかけられた)、  
・麻生副総理発言(ナチスの手口を見習ったらどうか)、  
加計、森友疑惑隠し、  
・トランプ大統領横田基地からの入国(安保条約による治外法権) など。
  - (2) 三権分立による行政権へのチェックが機能しているか、憲法による規制が正當に機能しているか。
    - ① 立法権の問題  
・議院内閣制、  
・小選挙区比例代表制(民意が反映されない)、  
・解散権の所在(首相の専権事項なのか?)、  
・政権の国会軽視
    - ② 司法権の問題  
・司法消極主義  
・統治行為論  
(これまでの裁判事例:[恵庭事件]、[長沼事件第一審]、[砂川事件最高裁判決]、[議員定数不均衡訴訟]、[自衛隊イラク派遣差し止め請求訴訟]、など)
      - ・当然の法理(外国籍の弁護士は調停委員になれないなど)
      - ・裁判所は、既存の秩序を守ろうという結論が先にあって、そこに向けて理屈を組み立てていく。
  - (3) メディアはどうか
    - ① 産経新聞、読売新聞に見られる政権擁護、政権癒着
    - ② 政権による干渉・介入:  
・自民党からの個別番組の内容を理由とした呼び出し(NHK, テレビ朝日)、  
・自民党勉強会での広告出稿削減によるメディア規制発言
  - (4) 何が出来るか
    - ① 個人として:マイナンバー制度への拒否、  
・ミサイル避難訓練に協力しない、
    - ② 裁判所に対して:  
・安保法制違憲訴訟に協力、  
・NHK放送法遵守義務確認訴訟支援
    - ③ メディアに対して:  
・NHKに放送内容などに対する苦情、要請などを大量に発信  
・健全なジャーナリズムを応援(週間金曜日)
    - ④ 政党に対して:日本共産党、立憲民主党支援
- 最後に、「まずは今ある憲法をちゃんと守ってからいえ」

以上